

よこはま「都市自然」行動計画

横浜市都市自然研究会

会長	清水 嘉治	神奈川大学経済学部教授	経済政策
	安芸 皎一	関東学院大学工学部教授	河川工学
	入沢 恒	横浜国立大学工学部教授	都市計画
	品田 穰	文化庁文化財調査官	都市生態学
	木原 啓吉	千葉大学教養部教授	環境政策論
	広井 敏男	東京経済大学教授	植物生態学
	長沼 信夫	駒沢大学文学部教授	水文学
	進士 五十八	東京農業大学農学部助教授	造園学
	村橋 克彦	横浜市立大学経済研究所助教授	公害論
	宮島 泉	関東学院大学文学部講師	地域社会論
	磯辺 行久	東京工業大学講師	地域計画

オブザーバー

吉村 伸一 横浜市下水道局河川部河川工事課

横浜市公害研究所

森 清和 社会科学部門

五十嵐 浩 社会科学部門

刊行にあたって

水辺や斜面緑地などの身近な自然は、都市環境に防災、景観等の面で重要な役割を果たしてきた。

近年、都市化が進みその利便性等の都市機能が充実してきた一方、都市のなかの身近な自然は、著しく変化してきている。

環境行政は、このような状況に対し個々の事例に応じて身近な自然の保全や創造をはかる対策を実施してきた。

しかし、過密化した都市において良好な環境を維持するためには、都市のなかの自然のあり方やその役割を含めて都市環境そのものを原点にかえて検討すべき時機にきている。

このため、本市は環境管理計画の策定を現在進めているが、都市環境の一つの要素としての自然のあり方や、その保全・創造の手法などの検討が必要となっている。

公害研究所では、このような背景のもとに都市における身近な自然のあり方について、今後の方向を得るため「横浜市都市自然研究会」に研究委託したが、このたび同研究会から研究報告書が提出されたのでこれを刊行することにした。

この報告書の刊行にあたり、「同研究会」の清水嘉治先生をはじめ各先生方及びこの研究に御協力いただいた関係各局の方々に改めて謝意を表する次第である。

本報告書については、今後その内容を十分検討し、環境行政の推進のために活用したいと考えている。また、関係各位にも参考にしていただければ幸いと存じます。

昭和 58 年 11 月

横浜市公害対策局長

猿 田 勝 美

よこはま「都市自然」行動計画

目 次

○刊行にあたって

○はじめに

第1部 よこはまの「都市自然」の保全・創造にむけて (27の提案)

I	よこはま「都市自然」行動計画のめざすもの	1
1.	いまなぜ「都市自然」か	1
2.	「都市自然」とはなにか	2
3.	「都市自然」保全の戦略的フレーム	4
II	よこはま「都市自然」への基本行動	6
1.	「都市自然」観の確立を	6
2.	「都市自然」と行政の責務	10
3.	「都市自然」と市民の生活	16
III	よこはま「都市自然」への三つの具体行動	22
1.	斜面の緑の保全と再生	22
2.	農地の保全と再生	26
3.	都市河川の保全と再生	32

第2部 よこはまの「都市自然」を考える

I 課 題	39
第1章 横浜市における環境管理構想と都市自然	清水 嘉治 39
第2章 「都市自然」の構造と保全のための総合戦略	……進士五十八…… 49
第3章 都市における生活機能の分化と再生の視点	……品田 穰…… 61
——河川空間の外部不経済化とその内部化——	
第4章 都市環境保全におけるナショナル・トラスト運動の意義	
………木原 啓吉……	66
II 実 状	74
第5章 環境と水文現象	………安芸 皎一…… 74
第6章 横浜の水文現象 ——土地利用と災害問題——	……長沼 信夫…… 77
第7章 横浜市の二次林の特徴とその保全の考え方	………広井 敏男…… 101
第8章 エコロジカル・プランニング・メソッドと都市自然(抄)	
………磯辺 行久……	116
III 回復可能性	139
第9章 都市計画制度における緑の保全と創造	………入沢 恒…… 139
第10章 都市自然保全・回復の制度と構想	………宮島 泉…… 146
——市民自治をめぐる——	
第11章 都市自然を生活化するまちづくり運動	………村橋 克彦…… 158

第3部 資 料

はじめに

最近ある生態学者が私にこういった。「川のことは魚にきけ、森のことは鳥にきけ、土のことは虫にきけ」と。この言葉は、私の脳裡をついた。いま都市における自然はますます失われていく。いま改めて、自然をよみがえらせ、保全していくために、私たちは、なにをすればよいのか。いま私たちは、都市における自然の人的、社会的、文化的価値を問われている。

この点で、最近、環境庁が興味深いレポートを発表した。

快適環境づくりを進めるに当って、全国の緑地減少状況（昭45～55年）と中学生の校内暴力発生状況（昭57年度）の関係を調査した結果、「校内暴力は緑地の少ない都市周辺に発生率が高い」という。これは「むかし子供たちが体をのびのびと動かし、情緒をつちかった森や川、寺の境内など自然にあふれた環境の減少が一つの原因と考えられる」と発表した。したがって環境庁は「環境と人間との関係を重視し対策を早急に立てることになったという」（毎日新聞、1983年9月12日号）。これは、良いことである。だがそれには、各地域で、自然環境の要素がどのような状況にあるかを、地域特性とのかかわりあいでも把握する必要がある。具体的には、都市の河川、土質、大気、緑（森林、農地、公園、斜面緑地など）、生物の生態がどうなっているか、同時に、市民の生き方とどのようにかかわりあいをしているか、さらに都市自然の保全、回復、創造の手法及びその問題点をどのように示したらよいか。

私たちは、こうした問題視角から、昭和56年4月から約2年間にわたって、「都市環境に関する研究」を続けてきた。その結果、環境庁のような結論をだすことができなかったが、私たちは横浜の市民生活にとって、「やすらぎ」と「うるおい」がいかに重要であるかを認識した次第である。

そのために、本レポートの第1部では、よこはまの「都市自然」の保全・創造にむけて、27項目の提案をし、いまこそ行政と市民との協力関係の必要性を強調している。第2部では、よこはまの「都市自然」研究を、造園学、都市生態学、歴史的環境学、水

文学、植生学、地域社会学、地域政策学などの多様な立場から、個性的に展開したものである。おそらく、こうした自然科学と社会科学の違った分野からの都市自然の共同研究は、本市でも初めての試みであろう。なお第1部は、この2年間にわたって出来あがった共同作品であり、第2部は各専門分野からの論文集であり、本研究会で報告したもので、あくまでも都市自然研究に関する参考論文であることをお断りしたい。

この2年間、私たちは、それぞれの違った専門分野から横浜市の主要河川、7大拠点緑地、公園、雑木林などの調査研究を続けてきた。当初その専門性の立場から、「都市自然」についての研究のアプローチも違い、共通理解をえることを困難にした。だが、その後よこはまの都市自然の重要性について一致をみた。都市自然の社会的、文化的価値についても一致した考えをもつことができた。

ともあれ、こうした研究の成果が市民と行政にどれだけ役に立っているか、甚だ心配である。だが、第1部のよこはま「都市自然」の保全・創造のための27の提案は、今後市民と行政の課題になるであろう。この意味で、この提案が生かされることを切に望むものである。

いま市民は、ひょっとすると、このよこはまの川に魚がすみ、釣や水遊びが楽しめるようになるかも知れないと考えている。それには、どうしたらよいかを市民ひとりひとりが考えなければならない課題なのである。

最後になって恐縮であるが、本研究は、横浜市公害研究所の委託によるものである。とくに、資料収集、文献調査などについて、同研究所の方々にお世話になった。ここに研究会を代表して、心からお礼を申し上げたい。なお、公害対策局、緑政局、下水道局、都市計画局、水道局などの関係職員の協力もえたことを申し述べておく。

1983年9月26日

「横浜市都市自然研究会」会長

清水嘉治

第 1 部

よこはま「都市自然」の保全
創造にむけて(27の提案)

よこはま「都市自然」の保全・創造にむけての27の提案

- 提案 1. 横浜市民が失ってはならない「平凡な自然」を守ろう。
- 提案 2. 自然面ミニマムを設けよう。
- 提案 3. 人間が生物と豊かに共生する都市よこはまをつくろう。
- 提案 4. 「よこはま都市自然憲章」を制定しよう。
- 提案 5. よこはま自然50選を募ろう。
- 提案 6. 「都市自然」保全・創造計画をつくろう。
- 提案 7. 「都市自然」情報バンクをつくろう。
- 提案 8. 総合的な視点に立って都市自然の保全・再生の行政をすすめていこう。
- 提案 9. 公的保全のための財源の拡充と工夫をはかろう。
- 提案10. 自然生態技術ハンドブックをつくろう。
- 提案11. 「緑と水辺を考える会」（港北区の試み）などの市民活動を盛んにしよう。
- 提案12. 身近な自然に学び・遊べる子供を育てよう。
- 提案13. 危険防止と自然保全との調和に向けた市民生活を確立しよう。
- 提案14. 市民の手で「よこはま都市自然基金」を設けよう。
- 提案15. 斜面緑地の開発を抑制しよう。
- 提案16. 市街地の丘を公園などに利用しよう。
- 提案17. 身近な森の生活教室を開こう。
- 提案18. よこはま野鳥の楽園を計画しよう。
- 提案19. 都市農業を育成し、産地直売網をさらに広げよう。
- 提案20. 「横浜ふるさと村」を各地にひろめよう。
- 提案21. 谷戸の自然を大事にし、開発は慎重に検討しよう。
- 提案22. 土に親しむ「菜園生活」の場をつくろう。
- 提案23. 生きた川の復活にそなえて川の埋め立てを再検討しよう。
- 提案24. 「川らしさ」を保全し、周辺との調和をはかろう。
- 提案25. 河川源流域の保全を中心にした水辺のマスタープランをつくろう。
- 提案26. 川を生かしたまちづくりをひろげよう。
- 提案27. 市民と水辺を結ぶフェスティバルを盛んにしよう。

I よこはま「都市自然」行動計画のめざすもの

1. いまなぜ「都市自然」か

横浜市の緑被地は、30%をわっているという。それも都心部の緑ではない。緑区や港北区などの郊外地区の山林をいれた数字である。

全国にさきがけて美しい都市づくりが進んだ一方で、横浜の自然は大きく変貌している。ひとびとが、都市で「自然らしさ」を感じられるのには、一般的に各地区ごとに最低60%の自然面がなければならない、といわれる。

緑欠乏症は、都市洪水や崖くずれなど安全性（セキュリティー）を損う都市問題をつくり出すばかりか、環境の快適性（アメニティー）を減じ、人々の心の健康をもむしばむ。わたしたちの「よこはま」が、物質面からも環境面からも、わたしたちの「ふるさと」でありつづけるためには、いま残っている自然を保全し創造して行くことが緊急課題となる。

全国的にも、都市の緑化運動が展開され、大自然の保護運動や歴史的町並み保全・再生運動は活発化している。それは、行政から市民各層にまでひろがり国民的関心事になっている、といってもよい。そして、その担い手として市民の役割が大きくクローズアップされてきているのである。

こうした気運をうけて、国では、国民皆植樹を訴え、「花と緑の日」祝日提案を検討し、また、神奈川県も「かながわ都市緑化計画」を発表した。この3月19日には、環境庁がナショナルトラスト制度の日本版名称を「国民環境基金」として、その構想を打ちだした。そして、5月には、埼玉県で「緑のトラストづくりを進める全国シンポジウム」が開催された。

はたして、このようなナショナルトラストなどの運動だけで、大都市地域の自然は保全・再生されうるであろうか。

この十数年間、横浜市は公害対策等に全力を投入し、その成果は、着実にあがってきている。にもかかわらず、横浜市に残存する農地や自然地は、工業化・都市化による強いインパクトを受け、いまや新たな対策を必要としているのである。たとえばマンション建設が、新たな技術開発によって斜面林を浸食し、流域の都市化・人工化が河川に影響を及ぼし、変貌を強めている。

この横浜の自然の現状を考えるにあたって、わたしたちは「都市自然」という言葉と意味を新しく位置づけねばならない。そして「都市自然」の特性を明らかにして、その保全の責務がわれわれ市民、自治体、事業者にあることを示し、自然環境保全行政の具体的かつ総合的な展開の重要性を訴えていかねばならない。

2. 「都市自然」とはなにか

現代社会に生起するあらゆる問題は、相互に無関係ではありえない。そこでは、人口の過密集中、地価高騰、高度開発技術などによって、自然資源から空間資源までもが、商品化（管理化）を余儀なくされている。したがって、都市の自然も、都市問題や環境問題と同じく、社会状況に支配され、規定されているのである。

従来、都市の自然というものは、特に行政的あるいは人為的に強力な保護の手をさしのべなくとも、まさに自然に残ってゆくものと考えられがちであった。横浜市においては、現行制度の様々な制約のなかで、全国一きびしい基準をもつといわれる宅地開発要綱を策定し対応してきた。これにより市街地のスプロール化の防止などにかかなりの成果を収めてきている。しかし、都市化等の影響は大きく市域の自然地は減少を余儀なくさせられてきている。そこで、自治体が思いきった施策をもって第一歩をすすめなければ、自然と共存した快適な都市環境を保全し創造して行くことが困難になると考えられる。この問題を解決する

には、これまで価値に乏しいと見なされてきた都市の自然が、実は人間生活に不可欠であることを、基本的に認識し直さねばならない。

都市の自然は概して貴重な学術性もなく、観光地のように珍しい固有性もない“身近な自然”，“平凡な自然”である。そのかわり、それは市民の生活環境の物理的・精神的基盤であり、都市の外の自然（大自然）では代替しえない市民生活にとって不可欠性のものである。ここで、「都市自然」という新しい語を用いるのも、それを都市の人間の永続性ある生存環境として位置づけるためである。同時に「都市自然」は、人間の手で柔軟に保護されねばならない。また、それは社会生活様式に深くかかわるものであることを明確にする必要があるだろう。

「都市自然」は、人間生活のさまざまな影響を受けて存在するものである。それは植生分類における二次林のように、人間の手（干渉）が何らかの形と程度で関与したもの。イギリスの景観計画で使う man-made-wild（人為的につくられた野生自然）といった側面の性格をもつものといえる。従って「都市自然」の保全といっても、凍結的な保護のみを意味するものではない。むしろ都市市民の生活に関係づけられながら、保全されねばならない身近な自然である。身近な自然には親しみをもって迎えられるもの intimate nature という見方もある。しかしそれにとどまらず、人間生活との交流（人間的馴化）や社会的・経済的条件との関係で、存在の可否がきまる不安定な自然、という側面が十分にふまえられねばならないのである。

したがって、「都市自然」には厳正な保護ではなく、柔軟な保護対策が考えられねばならない。「都市自然」は人間が意識して（努力によって）保護の手をさしのべなければ、経済本位の社会活動によって駆逐されてしまう危険性もっている。すなわち、中尾佐助が「栽培植物の世界」（中央公論社、1972年）

で行なった定義「人間の意識的保護のもとに生長している植物」の、植物の言葉に自然をあてはめたのが「都市自然」の特性だということもできる。

これらの諸点を考え合わせるならば、わたしたちが「都市自然」の語を用いるときは、人為化した自然とか、二次的自然といった植物生態学的な違いに着目した言い方はしていない。それは、「高密度の人為的環境を前提とする都市社会下において、マネージメント（management 管理・運営）され、コントロール（control）されなければ、基本的に存続しえないもの」（進士五十八、「都市自然論」国立公園，1982年11月号）といった、社会的・計画論的概念、と考えられるのがふさわしい。こういう基礎的な「都市自然」の概念づけにたって、改めて横浜市の「都市自然」を考えたい。

3. 「都市自然」保全の戦略的フレーム

「都市自然」は、その存立基盤が現実の社会的・経済的条件に規定されているから、その保全戦略は「柔軟性」をもって対応しなければならない。しかし、都市自然の保全に当っては柔軟であるとともに、如何なる手段を組み合わせても究極的には保全を達成する、という「強靱性」を併せもつことが必要である。いいかえれば、それは①総合的であること、②具体的であること、③実践的・行動的であること、を求められる。

こうした視点から横浜市の「都市自然」の骨格（フレーム）を考えてみよう。なによりも市域に残存する自然は、首都圏の一部において鉄道・道路によって複雑に分断され、有機的なまとまりを欠いている。そのなかで、なんとか地域住民にやすらぎを与えてくれるのは、急斜面に残る斜面林であり、水が汚れているとはいえ自然のいぶきと地形の変化（高低）を感じさせてくれる河川である。この二つが、地域に顔立ちや枠組みといったものを与えて、かろうじて郷土性の維持に貢献しているのである。

さらに、地域のアイデンティティ（存在感）を与えてくれるのが、地域に存在する農地や谷戸である。

これらの特質から、横浜の「都市自然」の骨格が、斜面林、農地、河川であり、その保全と創造が最も重要であると理解されるであろう。これまで都市の自然といえば、公園緑地をはじめとして、街路樹、公共施設や工場の緑化、などが思いうかべられるのが通例であった。しかしそれにとどまることなく、都市の自然の骨格をすすんで保全し、創造することから、「都市自然」系全体のたて直しを図ってゆかなければならない。

このような視点にたって以下では、よこはまの「都市自然」の枠をなす「斜面林」「農地」「河川」に焦点を合わせ、その意義を探り、先にのべた①総合性、②具体性、③実践・行動性、を保全等の指針として、今後いかなる点を配慮すべきかを27の「提案」にまとめた。それは基本的で共通な事柄と、斜面林・農地・河川の各々の保全についての具体的なものとの二つのグループからなっている。その基本的な理解と考え方をたどることで、各提案が、より体系的かつ実践的にねりあげられていくことを望みたい。

Ⅱ よこはま「都市自然」への基本行動

1. 「都市自然」観の確立を

緑と水に反対する人はいない。

しかし、隣家の落葉が雨樋にかかると非難したり、川をうめてしまえという人が少なくないのも、市民生活の現実である。

この人工都市に、緑や水の楔（くさび）をどれだけ打ちこんでゆけるか — 市民が安全で快適な生活ができるかどうか、を占う物指である。近年、横浜市では、地価の高騰と課税負担、あるいは都市施設への要求や造成技術の向上によって、緑を保全する従来の手段では歯止めになりえなくなっている状況にある。このまま推移すると、すでに稀少価値をもつにいたった「都市自然」も減少をつづけ、潤いのない砂漠化した都市になりかねない。

緑と水、つまり植生と河川のみが「都市自然」ではない。

健康で豊かな土があつての緑であり、緑あるところ小動物や昆虫が生息し、それを補食する野鳥も飛来する。地表を流れる河川の水も重要だが、その土地の自然環境の維持に果す地下水の役割は大きい。地表と地下、上流と下流 — 人々の視野からの遠近、眼にみえる・みえな

提案1

横浜市民が失ってはならない「平凡な自然」を守ろう

都市にある雑木林、田畑、河川などの「都市自然」は、学術的に貴重とか珍しい自然ではない。その多くは「農」の遺産であり、ありふれた「平凡な自然」である。しかし、「平凡な自然」であっても、都市にとってはかけがえのないものである。

自然とのふれあいは、都市の人工的環境に住んでいるからこそ必要なものであり、身近にありふれた自然があって、はじめて日常的に充たされるのである。「都市自然」は、市民生活の質的豊かさの証しといえる。くわえて、よこはまの「都市自然」の骨格をなす斜面林・農地・中小河川は、ふるさととしての「横浜らしさ」をかもし出す源泉である。

しかし、現行の制度のもとでは、この「都市自然」を残すのは容易ではない。まず、市民ひとりひとりと市行政が、「都市自然」の保全創造を、明日の横浜の都市づくりへの大事業であることを認識する必要がある。その出発点として、市民と行政が、いまある自然を少しでも減らさないとの決意を示し、都市自然を守り育てるための話し合いと行動をもってほしい。



横浜の田園風景

提案2

自然面ミニマムを設けよう

都市空間は有限であり、開発（人工化）されたあとに、身近な自然やアメニティを創造することは困難である。そこで、あらかじめ都市の土地利用にあたって、緑、水、土を含むトータルな自然量を人工化の許容限界として、目標に設定しておく必要があらう。これを「自然面ミニマム」とよぶ。

「自然面ミニマム」は、市域の総面積から雨水の浸透しない人工面を差し引いた自

いの違いはあっても、まさに自然は総合的な系（トータルシステム）を構成しているがゆえに、生存の基盤たりうるものである。

人間にとって、まとまりをもった自然は、いかに都市化がすすもうと人間の生存環境を物理的にも精神的にも安定化させるのに不可欠である。良好な都市環境は、自然に委ねられている面が大きい、といってさしつかえない。

人工都市のなかで、自然との縁（えにし）を如何にとり結ぶか。古今東西を問わず、都市に住む人間の文化は、この点を回避してはなりたちえなかった。どこの国でも家には必ず庭がつくられ、緑と水と土が生活のなかに持ち込まれている。

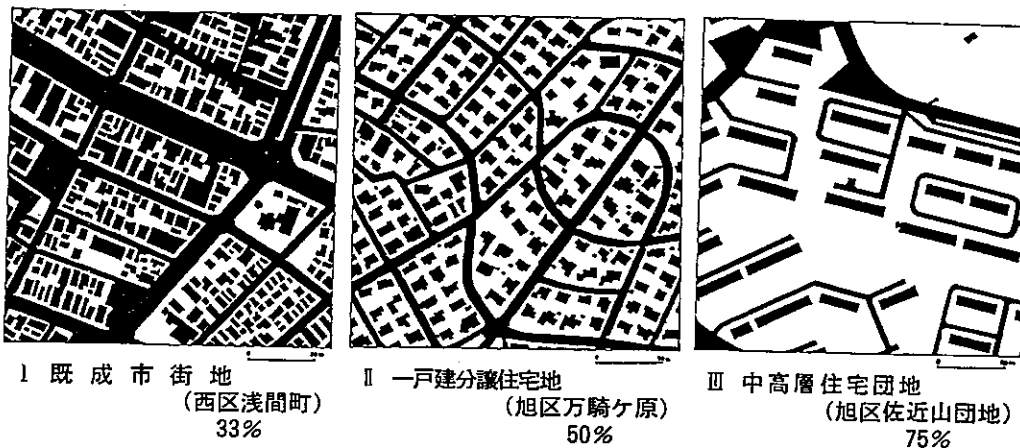
たとえそれが過密な下町の路地であっても、アサガオやキクが栽培がされ、他方で郊外には花見や紅葉狩りの名所がつくられてきた。古代エジプトの「道」をあらわす会意文字には、2本の平行線に木が3本えがかれ、すでに道路と緑が不可分の関係にあったことを示している。日本でも中国でも、一里塚には大きな榎が植えられていた。これは信玄堤や墨堤に桜があり、川辺に柳が植えられていたのと同じように、ごくごくあたりまえの都市の生活文化だったのである。

しかし、現代都市においては、庭や街路樹をいくら豊かにしても、とうていカバーしえないほどの人工性が、

然面（透水面）の割合である。このミニマムは、身近な緑と水辺の基盤となるとともに、新しいまちづくりの指標となろう。その指標は、一般に60%が目安とされているが、その目標の設定等にあたっては、十分な調査と検討が必要である。

また「自然面ミニマム」にくわえて、都市の豊かさと文化水準を表わすパラメーター、いうならば「都市アメニティ指標」として、「水面率」、「農地率」、「山林率」、「土道率」などの導入も検討されてよい。

自然面率



提案3 人間が生物と豊かに共生する都市よこはまをつくろう

人工的環境下の都市生活に必要なものの一つは、身近な自然との日常的なふれあいである。

このふれあいを内実あるものにするには、その量（面積）だけでなく、その質（自然らしさ）にも気くばりをしなければならない。昆虫や魚や野鳥などの「身近な生物」が豊かにすむ、生きた自然らしい自然を、保全・創造し、生物が人間と共存できる都市例えば、「生物都市よこはま」という目標を環境政策の支柱に捉える必要がある。

幸いに横浜には、全国でも有数のゲンジボタルの自生地（こども自然公園、旭区）があり、ほかにも、周辺部を中心に数多くの発生地が残されている。ボタルは緑と水辺の一体となった、すぐれた環境にしかすめない。それらの発生地を保全するとともに、夕涼みをかねて楽しめる「ボタルの里」を、多くつくろう。

各地区の、特色を生かした昆虫公園、ザリガニ公園、バッタ公園などをつくっていくことも、自然とのふれあいを、一層豊かなものにするだろう。

ひろく、深くおよび、系として自然をむしばんでいる。

いまこそ、わたしたちは「都市自然」の存在を意識し、それが自分たちひとりひとりの生活と、密接不可分の関係をなしていることを深く認識し、その保全への覚悟を新たにしなければならない。またすすんで、「都市自然」を自らの肉体の一部にするように、これと交流し、日常の生活行動のなかに定着させていかなければならない。足元の緑を常に意識し具体的に都市自然の全容を知ったうえで、考え、接触し、人間化していくことが、緑を「日常化」「生活化」していくことにつながる。

市民も行政も一体となって、こうした「都市自然」への認識・態度・行動のあり方（都市自然観）を十分に深め、横浜市の実状に即して「都市自然」とのつきあい方を確立すべきときである。

2. 「都市自然」と行政の責務

このまちの快適な環境を確保するうえで「都市自然」の保全と再生が、重要な課題となる。

その最大の責任をもつのは、都市づくりにあたる行政である。子や孫に誇れるまちづくりを意識したうえで、現在の困難を克服し、都市自然の保全と創造をはかるといふ責任者の強固な自覚が、何にもまして必要な時期となった。一般的に言ってトータルな自然の保全と創造の

提案4 「よこはま都市自然憲章」を制定しよう

都市の自然は、一見平凡、身近で、かつ小さい。しかし大都市においてはその保全と創造にのり出そうとすると、市民も行政も解決困難な問題に直面させられる。

この難問「都市自然」に立向うには、「よこはま都市自然憲章」を作成して、市民と行政が共有しうる理念と行動原理を確立することが必要となる。

この「都市自然憲章」には、「都市自然」についての理念と基本方針を示し、①いままなげ「都市自然」か、その横浜における意義、②「都市自然」保全・創造の目標、③行政、市民の協力の仕方・役割分担などが、盛りこまれる必要があるだろう。

提案5 よこはま自然50選を募ろう。

円海山（磯子区）、舞岡の谷戸（戸塚区）、白根の不動滝（旭区）、寺家の溜池群（緑区）など、横浜には魅力ある緑と水辺がたくさんある。

こうした、よこはまにあるすぐれた自然を市民みずから発見し、保全するために「よこはま自然50選」を募ったらどうだろうか。



（緑区の溜池）

提案6 「都市自然」保全・創造計画をつくろう

「都市自然」政策では、個々の緑化や親水事業のほか、トータルな「都市自然」の量と質の両面にわたる対応が課題となる。そのためには、まず「都市自然」を類型化し評価（ランク化）して、それに対応する計画と実施の主体 — 市民と行政の協力・役割分担 — を明確にする必要がある。

その際、行政の責任範囲とされる分野においても、現行の法制度や財政事情のもとでは、自治体が努力して「やれるもの」と「やれないもの」とがある。これまで、行政が計画を作成する場合には、内容に責任をもつということから、達成の裏づけのあ

姿勢において、大都市行政は遅れをとってきた。

身近な空間の緑化は市民ひとりひとりの領分であり、工場の緑化は企業家の責任において進められてきた。行政も個々の分野では、公園・緑地を着実に増やし、横浜市では「緑の環境をつくり育てる条例」のもとで「市民の森制度」などのユニークな事業をすすめてきている。しかし、近年、市街化調整区域でも、新たな開発が見受けられ、緑地の喪失が速度を早めており、市街化区域における保全策も弱いと思われる。

こうした大都市の状況下では、都市自然をトータルに保全し創造していくことはむずかしい。

しかし、市民が永住意識を強くいただくまにすることは、行政の重要な課題である。このまにずっと住みたい、離れたくない、子どもたちにとって、懐しさと楽しさを刻む原風景を横浜がもつとすれば、それは「身近な自然」であろう。ふるさと都市の骨格を永続的に保全し、子孫に伝える基本的な責務が“行政”にあるとするならば、市はさらに全力をあげて市民とともに「都市自然」の保全に取り組む必要がある。

そこで、行政の主要課題として、横浜市の「都市自然」を生かす保全と創造の姿勢が打ちだされるべきである。自然環境そのものが不安定なままでは、教育、文化、産業、福祉は、その足元から崩れていってしまうであろう。正確に言えば、教育も文化も産業も福祉も、「都市自然」の保全と一体になって進められるのが本来の姿である。

る個別の事業でつくられる傾向があった。しかし、都市自然の保全計画で問題となるのは、個々の事業だけでなく、トータルな自然の量と質に向っての達成水準である。

その意味で、当面担保の保証がないものについても、どう行政と市民が取組んでいくかが課題となる。そこでは、新しい経済的負担が大きな問題となり、それを明確にすることが必要である。そのような、市民とともに考える「都市自然」保全・創造計画を策定する必要がある。

提案7 「都市自然」情報バンクをつくろう

「都市自然」を保全・創造する計画をたてるうえでの資料が不足している。

まずなによりも、緑地評価図や河川評価図、自然面図や水文図などの「都市自然」基本図が必要である。

また「都市自然」を具体的な像としてイメージできるようホタルマップ、野鳥マップ、昆虫マップなどの生物マップの作成も、必要である。生物マップの作成には、地域を活動範囲としている学校の先生や子ども達の情報が、大いに役立つ。岡山市では、小学5・6年生がホタルマップの作成に取り組んでいる。マップの作成作業自身が、すぐれた自然とのふれあいになるとともに、身近な自然への関心を引き起こすことにもなる。

提案8 総合的な視点に立って「都市自然」の保全・再生の行政をすすめていこう

「都市自然」の保全・創造にかかわる施策は、ほとんどすべての行政組織に及んでいる。それらの部局の施策の総合調整とともに、促進されねばならないのは、河川の公園利用と公園の遊水地利用、農地の公園的利用と公園の自然教室的利用など、同一空間の利用形態の複合である。

それらを複合させることによって、緑地・農業・水辺空間の保全と創造がすすめられるだけでなく、なによりもかんじんな「都市自然」の保全と創造への主体面での共通理解が生まれる。そして、タテ割行政のもとですすめられる施策の他分野への発想の導入や手段のとりこみが行なわれるならば、組織・職種のワクを越えて施策が推進されるようになり、十分な事業効果の向上を期待しうるであろう。

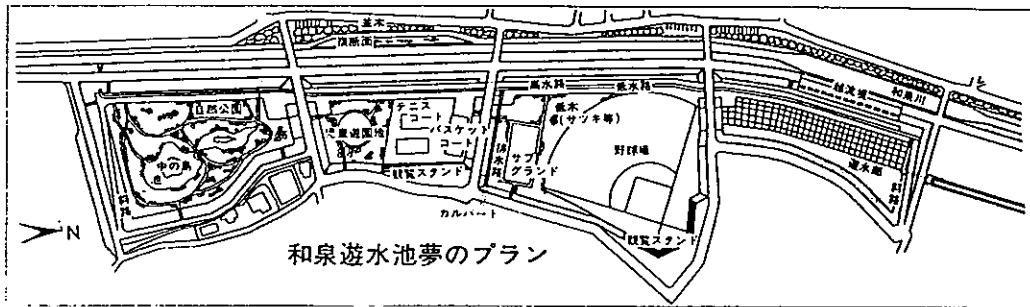
当面、河川プロムナード建設などで行なわれているプロジェクト方式を盛んにするとともに、関連部局と連絡調整をはかるための組織および機能の強化をはかる必要がある。

教育には自然が不可欠であるし、また、文化と自然が不即・不離の関係にあることは、歴史の教えるところである。このような視点に立って、都市自然行政を進めていく必要がある。

「都市自然」が総合的かつ有機的なものであることはすでに述べた。しかし、行政組織面からこれをみると、横浜市においても数局にまたがっているのが「都市自然」行政の現実である。これまで、生き生きした自然の系が残ってきたのは、都市と農村、公園と河川と道路、宅地と斜面林と農地……、それぞれの接点が重なり合いながら、互にバランスをとり合ってきたからであった。しかし、こうした点を配慮せずにタテ割行政をつよめると、都市自然の保全策はむずかしくなるであろう。たとえば、崩壊防止対策が緑の斜面を巨大な灰色の壁にかえて、風景を調和のないものにしてしまう。

いまこそ「都市自然」への行政は一体となって作動することを迫られるのである。斜面緑地、都市河川及び都市のなかの農業政策も横割行政の問題意識をもって、総合的視点から都市自然保全策を実行すべきであろう。

永住に値する、ふるさと都市のトータルな「都市自然」は、トータルな眼をもつ行政によってしか実現されない。自治体の強力なリーダーシップを確立し、行政各々が、市民の生存基盤の安定化という最も根本的な仕事に邁進



出典（横浜市下水道局報No.33）

提案9 公的保全のための財源の拡充と工夫をはかろう

市域に残された自然は、都市環境にとって重要な役割をになっているところから、失なわれてしまうまえに買取り、恒久保全等にふみ出していく必要がある。これら必要な自然を公的に保全するには、膨大な財源を要することが予想される。将来的には「都市自然税」などの目的税の創設が検討されることもあろうが、現状ではそれに期待するわけにはいかない。そこで、まず自然の公的保全費用への財源の重点配分姿勢を確立する必要があるだろう。

その事業運営にあたっては、円海山、舞岡地区のように買取りを逐次拡げていくために、財源措置の工夫をすすめることが主要な課題である。しかし、同時に「市民の森」等の市民参加への補助による経過的な保全措置についても工夫をすすめるなければ、必要な自然の保全はむずかしい。そうした財源面からの工夫を重ねることを通じて、自然の保全に窮している横浜の現状を市民に理解してもらい、市民と行政の費用分担などについて検討を行なえるようにすることが必要であろう。

提案10 自然生態技術ハンドブックをつくらう

農業用水路のホタル、雑木林のクワガタやチョウやセミ、溜池のギンヤンマやタナゴ……親しみやすい小動物の多くは、農業的な自然管理によって生きているものである。

自然らしにあふれ、小動物とふれあえる公園づくり、身近な自然づくりのためには、どういう自然環境であれば生物の棲息に適しているのか、またそれを維持管理してゆくにはどうすればよいのか、誰にでも利用できる「自然生態技術ハンドブック」をつくっておく必要がある。

すべく、情報を集め、計画をたて、着実な一步をふみ出さねばならない。まもなく290万人になろうとする横浜のような巨大都市においては、行政のトータルビジョンと実践が先鞭をつけてこそ、市民のあいだの「都市自然」を生活化・日常化するさまざまな営みを、体系的なものにすることが可能になるのである。

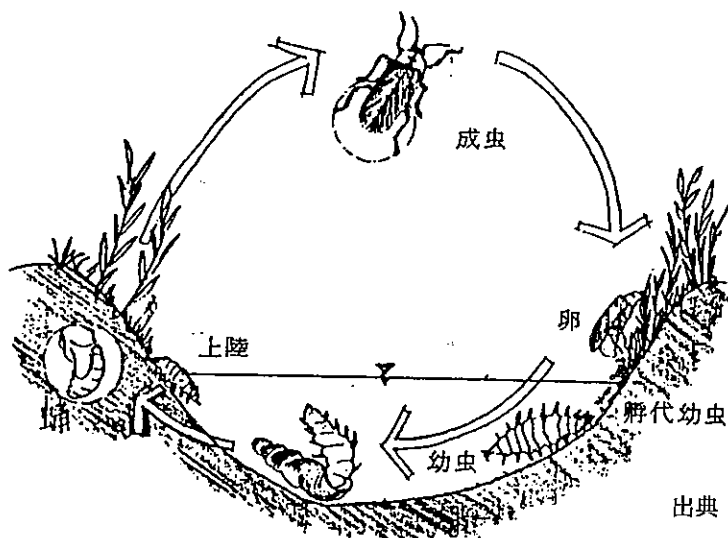
3. 都市自然と市民の生活

ひとりひとりの「市民」は誰しも、自然を愛することにおいて人後に落ちるところはない。

横浜市が実施した大岡川流域のアンケート調査によれば、「川はそのまま残して、魚などが住めるようにする」が66%、川を改修することにしても「自然を取り入れた形で行なう」という意見が61%を占めた。このように、市民の自然と生物へのイメージの愛着は強い。しかし、市内の川一般を「ドブ川」とした市民が58%に達したように、工業化、都市化による横浜市の自然喪失の影響は大きい。そこで、いまだ開発による自然破壊に反対して、その保全を訴える市民の行動が後をたつことなく続いているのである。

しかし、近年、行政に緑の「保全」を訴えるだけの運

ホタルの一生



出典（神奈川県立自然保護センター）

提案11 「緑と水辺を考える会」（港北区の試み）などの市民活動を盛んにしよう

近年、自然量が絶対量として減少しただけでなく、それを上回って自然とのふれあいがなくなったようである。気付かれぬホタルの発生地、放置された雑木林、こどものいない小川など、使われずに眠っている自然が多々見られる。都市の自然は放っておいて残るものではない。自然を守る意識、自然を必要とする意識は、自然とのふれあいのなかでもっとも強いものが生れてくる。身近な自然の可能性を再発見し、市民の多様な求自然行動と、強靱でしなやかな市民運動を活発にして、マナーを確立するとともに、「都市自然」の価値がひろく市民に共有されることが望ましい。

そのために「自然教室」や「自然観察会」などを各地に常設するとともに、緑や水辺を守り育てる市民活動を大きくする。また、自然とのふれあいの仕方、自然の管理の仕方、運動のすすめ方などに相談にのれる制度も検討する必要がある。

「都市自然」空間をめぐる要求、意見は、地権者、周辺住民、自然保護家、行政、デベロッパー等、様々である。

その自然空間をどう利用するのかの合意をつくるためには、関係者相互の討議の場をつくることが不可欠である。

異なった立場、異なった意見の持主が一同に会して、活発な論議を繰りひろげている港北区の「緑と水辺を考える会」がある。そうした新しい試みを各地区が、独自の課題にそって検討し、実現に移していくのが望ましい。

動から脱却して、市民みずからが共用の快適環境を守り、生み出そうとする新たな動向もみられる。例えば、「川を考える会」の活動などがそれである。これらの運動は、基金づくりや奉任活動の性格を脱却して、都市の自然を愛し、楽しみ合うものになっている。「大岡川クリーン・フェスティバル」は、川らしさの復活をめざす、横浜での新しい試みであった。それは「都市自然」の生活化の重要さに、市民の眼がむけられはじめたことを示している。

しかし、全市的にみれば、自然を守ることに関心はもちながらも、自ら自然を保全し、活用しようとする地域住民の自覚的な運動は、散在したわずかなものにすぎない。というのも、生活の要求は自然環境への要求だけに限らず、スポーツ活動施設を求める市民にとって、それも人間としての「自然」の要求だからである。しばしば保全と開発の対立として現われる「都市自然」の問題は、異なる立場・意見をもった市民相互の共通利益への合意を経なくては解決もおぼつかない。そうした、地域ごとに異なる住民ニーズの調整の場として、すでに港北区でスタートした「緑と水辺を考える会」のような地権者たちも参加する集まりが各区段階で開かれることが、好ましい結果をもたらすであろう。

横浜市のように急速な都市化が進んだ都市においては、そうした運動の起点になる身近な自然にかならずしも関心がよせられず、かえって市民から遠ざかってしまっ



こども自然教室観察会

提案12 身近な自然に学び・遊べる子どもを育てよう

身近な自然を友だちにする主役は、将来をになう子どもである。毎年、大岡川を散歩しながら学ぶ小学校の試みや、植物や昆虫の生態を観察し、毎年発表するモルフォ生物同好会（小中学生）の活動は、よく知られている。

自然に積極的に興味をもたせるために「ちびっこ自然発見団」をつくり、自然との遊び方、つきあいかたを復活させ、土と野生を感じさせるたくましい子どもを育てよう。



鶴見川

提案13 危険防止と自然保全との調和に向けた市民生活を確立しよう

自然は事故や災害の危険性をもっている。したがって、安全対策は必要だが、それが行きすぎると身近な自然が生活からかけ離れたものになってしまう。

事故防止は自然から人を遠ざけるだけが安全対策ではない。自然とふれあうなかで危険への対処の仕方を学べる処置が検討されてよい。

身近な自然を生かした市民生活をつくり出せるように、市民と行政が一体となって、危険防止と自然保全の調和したまちづくりを考えだしていこう。

いるのが現状である。

一般に、市民が自由に自然に親しむ運動や、それを促進する教育活動は、行政や学校の公的なものにとどまらず、趣味人や専門家がリードするサークル的活動として広まるのが常である。この活動を通じて、自然と遊び、自然の風土と資源に親しみ、その素材にさからわない形で生活に取り入れるという、着実に強靱な市民の運動がひろがるならば、おのずと、自然に適応し、それを豊かに生かした都市への転換が始まることになろう。とりわけ、次代をになう子どもたちに、自然に親しむすべを伝える機会をつくり出していくことが、都市市民の課題となっているのである。

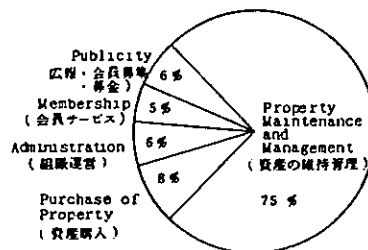
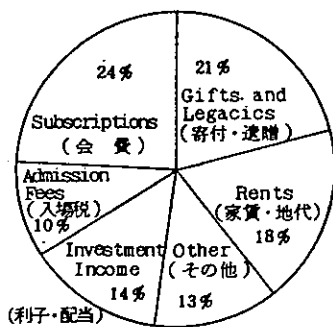
失なわれてしまったから、その存在の重さと貴重性がひしひしと感じられるのが、日常風景にとけこんでしまった都市自然の特徴である。ところが、横浜市は、そうした市民のかけがえのない共用財が容易に失なわれてしまう状況にさらされている。そうしたことが現実になってしまわないように、次にわたしたちは、市民の足もとから三つの課題をとりあげていくことにする。斜面林（緑）農地（土）、河川（水）がそれである。



磯子区岡村町

提案14 市民の手で「よこはま都市自然基金」を設けよう

「都市自然」の保全是、その性質から行政だけでは限界がある。市民と行政の連携が必要であり、その面からナショナルトラストといった考え方が、まちづくりに不可欠なものとなった。もちろん、このトラストだけでは地価問題などに制約されて、自然地域の買上げにも限界があろう。そこでシビックトラストなどを導入し都市自然の維持管理を市民の手で行なうことも考えてみよう。



The diagrams show the main items of income and expenditure in 1980

『The National Trust Accounts 1980』

ナショナルトラストの歳入・歳出

Ⅲ よこはま「都市自然」への三つの具体行動

1. 斜面の緑の保全と再生

横浜市の緑地確保目標は、わずか20%にすぎないといわれる。にもかかわらず、市民に居住環境への不満がそれほど強くない。それは、市街地をとりまく丘陵の急斜面が緑で彩られているからであろう。ところが、かつて市域に起伏する山塊・丘陵を覆っていた斜面林のひろがりも、急激な開発の波に洗われて、わずかな未開発地域を残すにすぎなくなっているのが現実である。わたしたちは、いまや斜面林が都市環境に重要な、役割をになっていることを真剣に考えるべきであろう。

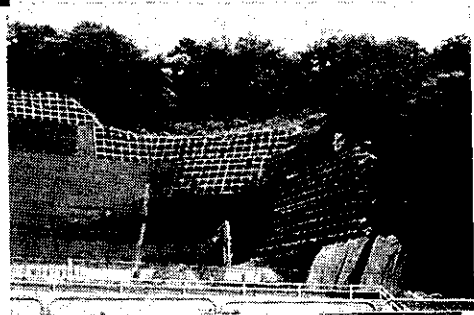
たしかに、山を背にしたまちづくりは、古代から人間の本性にかなうものであった。平地から林や草原が姿を消してしまった現代の人工的に巨大化した都市に居住する人々の生活環境は、安定感とやすらぎを欠いており、日々の生活空間を粹づける山の緑のボリューム感をたたえた佇まいが、わずかに存在感覚を与えてくれるものになっているのである。そうした斜面林が手つかずのまま残されてきた横浜市であったが、すでに昭和45年には、危機感をもった市民から斜面林を「横浜らしい自然」として保護していく必要があることが提起されたのであった。そして、近年、宅地不足や建築技術の高度化を背景にして、あらためて急斜面の緑が宅造によって処々でと

提案15 斜面緑地の開発を抑制しよう

斜面は、自然の摂理にかなった安定したものとして生きている。したがって、第一に崖崩れ防止の意味で斜面の上下端を切断することを避けるのが原則である。第二に、大規模または急激な変更を伴う斜面建築などの開発は、安全性の確保のみならず、斜面の緑を大幅に減らすことになる。その対策として、例えば規制をもちこんだ対策を検討するなど、斜面の緑を残すための総合的な政策を検討する必要がある。



磯子区岡村町



金沢区釜利谷町

提案16 市街地の丘を公園などに利用しよう

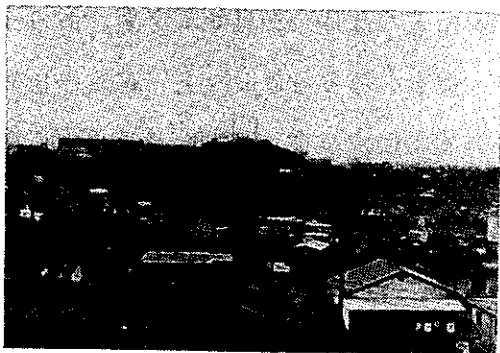
大都市の子どもたちの多くが、青々とした緑は都市から離れた場所にあると思いつている。しかし、身近な緑の遊び場が少なくなっている今、まちの裏山を公園として見直そう。また、「山の辺の道」をつけて、斜面の緑の下を親子で散策できるようにしよう。

りくずされるようになりつつある。

こうした斜面林破壊の現状に対して、すでに神戸市では六甲山の斜面建築に大幅な制限が加えられている。横浜市でも、防災上の見地、生物の生育環境、そして居住地の快適性を守るために、総合的かつ長期的な展望にたった市域全体の斜面林保全が打ち出される必要があるだろう。それには、市民が生活を通して、がけ崩れや水害の防止に果たす役割も含めて斜面林の価値を理解し、生かしていく工夫を積み重ねていく必要がある。

山手のフランス山などの例外はあるが、斜面林は積極的に公園などとして生かされ、親しまれる工夫の対象にはならなかった。それは、もともと地域住民にとって斜面の緑がまちの裏山にすぎず、あえて眼を向け、訪れる必然性をもたなかったからである。しかし、近年とみに自然ばなれのすすんだ子どもたちにとって、そこは生物を宝蔵し、学習、遊戯の場となりうることを、考え直されるべきであろう。適地があれば、それをすすんで公園として利用し、近隣の人々の管理のもとで自然学習の場とすることも一考である。そうした、斜面林の保全のあり方に市民の理解がゆきとどいていくことは、都市全域へ眼をむけさせることになるはずである。

一方、これまで交通不便地として開発からとり残されてきた河川の源流域をなす地域には植生的にも貴重な斜面林が塊りとしてある。これら緑の七大拠点などの諸地域については、市行政による買取り公有化によっ



(南区の丘)

提案17 身近な森の生活教室を開こう

身近な森とつきあえる「学習」と「楽しみ」の場をつくろう。その「生活教室」で、しいたけ栽培、きのこ狩り、炭焼きなど自然との生活の楽しさを会得できる機会をつくろう。

また、市民が自分たちで雑木林の手入れを学べるように、手入れ方法をマニュアルにまとめ、農の知恵を都市でも伝承していけるようにしよう。

21世紀をになう子どもたちに、今から自然の活用と緑の生活を教え、楽しみとさせる必要がある。その指導員を育成し、補助する「森のおじいさん制度」を関係局を中心に考えてみよう。

提案18 よこはま野鳥の楽園を計画しよう

北海道のような大自然のみが野鳥の楽園ではない。また、東京のように、大井埋立地に新しくつくらねばならないほど、横浜の条件は貧しくはない。たとえば、円海山(磯子区)や小机(港北区)には、現に比較的大きな野鳥の森がある。

これらを、多くの野鳥をよびこむ楽園(バード・サンクチュアリー)に育て、横浜の新たな自然の財産にしていこう。

て、斜面林の恒久的な保全をはかる必要がある。しかし、その恒久保全のあり方にしても、市民と自然との共生の質を内容的に区別して、貴重・稀少生物保護のための聖域の設定、市民参加による生態系の維持管理、農林生活体験の場など、それぞれの内容にふさわしい市民管理をくり入れる柔軟な保全をすすめるべきであろう。それは、市民の新たなレクリエーションを市域に創造していく方向づけをもつものでもある。

しかし、かつて豊富な生産機能をもっていた斜面林も、それを失って未開発地域と見なされがちなのが現状である。市街化調整区域の緑は都市の自然的基盤として、原則的に保全していく姿勢を崩してはならない。森林の保水機能の果たす都市への貢献はいうまでもない。また、全体として見直されるべきは、次の農地との「土」としての共有面においてであろう。

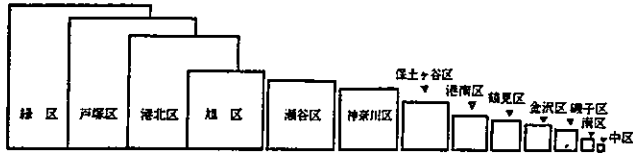
2. 農地の保全と再生

都市緑地の一部をなす農地の保全は、自然面としての土の保存からみても重要である。1982年に、横浜市の農地は市域の10%をしめるにすぎない。しかし、そこで営まれる農業は、地域住民に新鮮な野菜を提供し、都市の環境づくりにも貢献しているのである。たしかに一時は、産業として廃れたかに見えた都市農業ではあるが、今日あらためて、都市社会の将来像にかかわって、農地の活

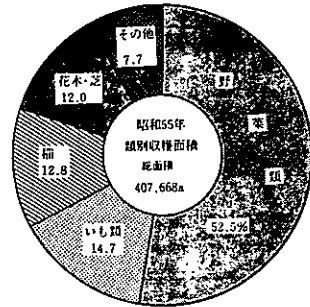
性化が課題に浮かび上ってきている。もはや旧来の農村—都市関係はとりもどしえないにしても、農との結びつきを失った都市は自然をも失なう。まさに「都市自然」を支えるものとして、農地の保全と再生が位置づけ直されねばならないのである。

臨海埋立て地に誕生した都市横浜は、水道供給・鉄道路路交通網の拡大によって近郊農村をとりこみながら、日本第二の都市にまで肥大した。しかし、その末端には、市内河川の水源をなす湿原地がひろがっており、わたしたちはそれらが田畑によって保全されていることを目のあたりにすることができる。また、中流域の農地の緑と土は、それだけで市民の目を楽しませ、人工空間とはちがったやすらぎをもたらしてくれる。農地につづいた雑木林や果樹に心をなごませる市民も少なくはないであろう。その田園風景だけでも、横浜市がつとに「農業専用地区」の設定など、農業保全施策を打ち出したことの意義は小さくはない。そうした歩み出しが1960年代にはじまっていることが、市民にも農地保全への理解をひろめることにもなった、といってもよいであろう。

しかし、このような行政努力にもかかわらず、指定地域外の農地の存続は保証されない状況を迎え、農業を縮少・放置させるという予期しない結果を招いている。そうした都市農業をあらためて、都市に豊かな自然をとりもどしていく観点から、活性化することが必要な時点にさしかかっているのである。



区別経営耕地面積（昭和55年）



農作物の種別仮設面積の構成

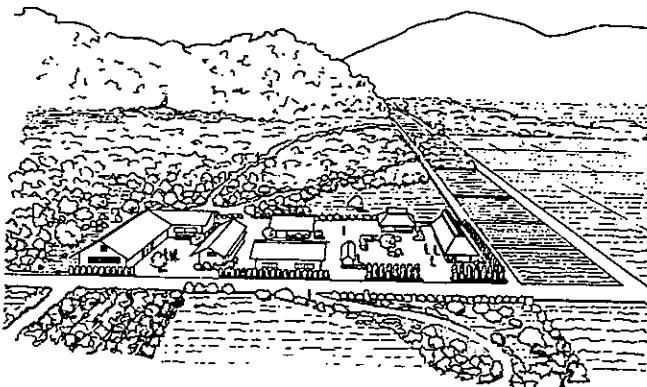
出典（緑政概要，昭和58年版）

提案20

「横浜ふるさと村」を各地にひろめよう

緑区寺家（じけ）町に構想されているふるさと村では，市民が今までの農村的伝承や農村文化に，本格的にふれることができる。同時に，農家も市民との接触を得て，農業の保全と生産の維持をはかることが可能になる。

市の郊外部にかぎらず，各地に，気軽に訪ねられる「ミニふるさと村」をつくり，横浜市民のいなか体験の機会をふやそう。



出典
（横浜ふるさと村基本計画）

横浜ふるさと村計画構想図

提案21

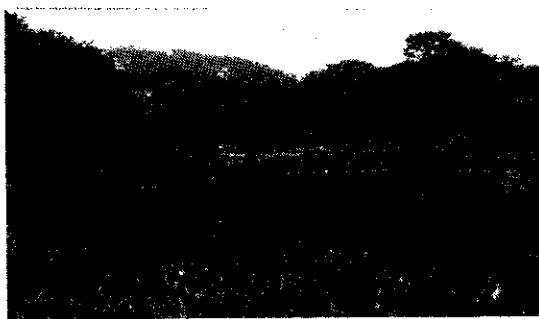
谷戸の自然を大事にし，開発は慎重に検討しよう

横浜市には，その地形の特質から，斜面林に囲まれ，水源域でもあるような谷戸が

それにはまず、著しく不安定化した経営基盤をそのままにすることなく、都市の農民とその子弟たちに半永続的に十分な採算性をもつ、完全に自立した農業を確立することが目標にすえられねばならない。とくに、行政は地元への農産物流通を促進するため、資金貸与や経営指導を積極的に推進し、農家は農家間の連携を模索し、市民は都市農業を生かすために、消費者間の連携をはかる必要がある。これら三者の模索のなかで、市域の農業の占める位置が明確になり、農地の保全や生鮮食料品の提供を通じて、都市に自然を導入していく重要な役割をこなうことになろう。

また、将来休耕農地等が市民の菜園（クラインガルテン）として貸与される方策がとられるならば、それは都市生活者に定期的な農業体験の場を提供することになる。それは、労働の成果を直接に自分のものにする行為であると同時に、市民が「土に親しむ」ことを通して、雑木林・ため池等と一体になった自然との共生を実感させることになる。市民が農的自然になれば、楽しみ、学ぶ場を積極的にひろげていくことは、都市と自然のバランス回復に貢献するはずである。

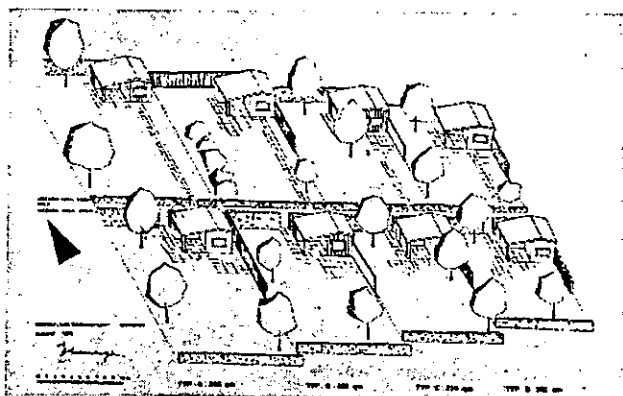
数多くある。それらの地域でも、交通の便利なところは、そのまましておけば、型どおりの開発がすすめられることになろう。農地をふくむ谷戸の自然が付近の住民から注目されつつある今日、その開発には慎重を期し、自然の保全の主旨を中心とした調和的な開発方式を検討するなど、谷戸を横浜の顔として大事にしていくべきであろう。



戸塚区舞岡
の谷戸景観

提案22 土に親しむ「菜園生活」の場をつくろう

市街化区域の農地は、調整区域のそれと違った意味で、市民の農業との接触の場となる可能性をもつ。これからは、市街化区域内でも、市民が農業をレクリエーションとして楽しめる菜園（クライン・ガルテン）を、農家の協力のもとに拡大していくべきであろう。それは、市民の体験農場であるとともに、都市に農地を維持確保していく手段ともなるであろう。



クライン・ガルテンの典型的な4タイプのスケッチ
 (Aタイプ 350 m², Bタイプ 300 m², Cタイプ 250 m², D
 タイプ 200 m², ラウベン小舎 15 m², 生垣 120 cm, 180
 cmのもの) (進士『緑からの発想』より)

3. 都市河川の保全と再生

多くの市民に「ドブ川」を連想させる横浜市の河川は、まさに都市化のツケを一身に負った、というにふさわしい。河川については洪水対策と汚濁水によって都市の排水路に近いものになってしまい、このままでは水に親しむ場を失ってしまう恐れがある。

水辺の再生は、単に「川」のみに着目するものではない。水辺という自然地域のもたらすアメニティ（住みごこち）の保全・再生を通じて、都市から歪みを除いて健全な都市環境のもとでの豊かな人間形成に資そうとするものである。それが横浜にとってとりわけ重要なのは、市域には約100本の河川があるほかに運河網もあり、大河川はないにしても身近な水辺にはきわめて恵まれた都市にほかならないからである。この貴重な資源は、極力生かされるべきものである。

そうした水辺再生の視点から、市内河川の現状を概観してみると、舞岡や水取沢など谷戸を中心とする源流域にはホタルやハヤの棲むところもある。しかし、谷戸を出ると生活排水等の汚染によりコイやフナの棲めないところが多くみられる。また、上流部の開発の進行のために、コンクリートの単層掘込型河道による洪水対策がすすみ、中流域以下では自然護岸はほとんど見られなくなっている。小河川の一部は下水道として管渠化され、運河についても高速道路や開発用地になろうとしている。このような現状を考えると水辺の再生等は必要だが、その

提案23**生きた川の復活にそなえて、川の埋立てを再検討しよう**

小川や運河の水辺は横浜の将来のまちづくりにとって限りない可能性を秘めている。川は可能なかぎり残し、生かしていくという方向で諸事業に取りこんでいく必要がある。

それにはまず、水路はできるだけ小川として残す方策を講じるとともに、運河の埋立てや高速道路化などについても、水辺再生の立場から十分な検討をはかる必要がある。

また、河川改修で発生する旧河道についても、できるだけ廃川にしないで親水性を考えた水辺としての利用も考えていくことが必要であろう。



横浜駅付近

提案24**「川らしさ」を保全し、周囲との調和をはかろう**

都市にも自然の姿をとどめた川があり、たとえば宇田川のまさかりが淵（戸塚区）も、そのひとつである。それらの保全をはかったように「川らしさ」を失ないつつある河川に、その川のもっていた個性と情緒をとりもどし、市民に愛される川をつくりだそう。

河川改修に掘込護岸をほどこすにしても、できるかぎりコンクリートブロックにせず、自然石を用いた石積護岸にできるように、条件整備をすすめる必要がある。



宇田川のまさかりが淵（戸塚区）

対応は困難な場合が多いであろう。しかし、地下水をふくめた「水」が緑を支えて、市民生活をうるおしていることを想起する必要がある。その観点から、まず横浜市域の稀少になった生物生息地域としての水辺を積極的に保全していかなければならない。そうした残存自然地域が開発適地に浮かび上がっていることについても、保全すべきか否かを検討する必要がある。それは、とくに川にかぎった問題ではなく、横浜市の自然保全政策の確立にかかわる重要性をもつものである。

つぎに、河川改修が急ピッチですすんでいるとはいえ、自然の岸辺や滝などの自然景観、魚つりや川遊びの適地などは少なくはない。そらについては、画一的な改修工事でなく、「環境」や「親水」の観点から流域の土地利用をふくめた総合的な検討を行って、できるだけ生かしていく必要がある。大岡川や柏尾川の河川プロムナード、環境護岸の導入、狹（いたち）川の親水河道などの計画は、市民に「川らしさ」の復権イメージを与えるのに貢献してきたものと考えられる。それらスポット的対策を手がかりにして、市民の協力なしには再生の難しい都市河川の現状への理解をひろめていく必要があるだろう。

しかし、横浜市における河川の保全と再生が、あいかわらず都市構造にかかわる巨大な困難を抱えていることに変わりはない。また横浜の象徴というべき海については、東京湾という単位での対応なしに再生は難しい。しかし「水辺」を生かした豊かな都市環境をつくり出し

提案25**河川源流域の保全を中心にした「水辺のマスタープラン」をつくろう**

横浜市においては、ホテルなどの生息地となっている源流域の保全への取り組みが遅れてきた。そのため、源流域山林の開発にともない、貴重な水源地が次々に失われてきている。このようななりゆきに対して、地域によっては、市民からの保全の要望や行動が生まれている。

源流域の保全は、市域の水のマスタープランづくりの出発点に位置するものであり、流域計画、水文計画などの要をなす。さしあたり、市民の理解のもとに源流域の積極的な恒久保全措置をすすめるとともに、マスタープランづくりのデータの蓄積をすすめる必要がある。

提案26**川を生かしたまちづくりをひろげよう**

市民が川に親しめる最も有効な施設は、川岸をゆったり散歩できるプロムナードや水と親しめることのできる河川公園である。現在横浜では、それが柏尾川プロムナードづくりなどで試みられているが、他の河川にも普及させることが望ましい。それをすすめるについて、安全施設としてのフェンスが川とまちを分離することになるがこれらのフェンスのあり方について市民とともに考えるのが、第一歩となるであろう。

また、現在、川に背を向けがちな工場・事業所・公共施設などの正門を川側に向けてもらうなど、まちづくりの核に川をすえることが快適性をもたらすうえで大きな役割を果そう。

提案27**市民と水辺を結ぶフェスティバルを盛んにしよう**

都市の市民にとって、水辺は緑の公園にもまさる、諸行事のための最高の空間である。

大岡川ではじまった「カヌーレース」は、老若男女に往時の水辺への郷愁をさそい子どもたちに水辺の楽しみへの眼を開かせた。その他にも、大岡川にはハゼつり大会や「クリーンフェスティバル」（川そうじ）と川祭がある。また、柏尾川でも燈ろう流しが盛んになっている。

水辺のフェスティバルを帷子川、鶴見川などの河川や運河などでも盛んにしていき、都市河川の新たなあり方を探していこう。



'82カヌーフェスティバル

ヘイケボタル分布図

